

## 鳥取市庁舎整備に関する 住民投票条例検討会（第2回）

日 時 平成23年10月18日（火）  
午後4時～  
場 所 6階第1会議室

1 開 会

2 協議事項

- ・鳥取市庁舎整備に関する住民投票条例（試案）について

3 そ の 他

4 閉 会

## 鳥取市庁舎整備に関する住民投票条例（試案）

### （目的）

第1条 この条例は、本市の庁舎整備について、住民の意思を確認することを目的とする。

### （住民投票）

第2条 前条の目的を達成するため、次の各号の選択肢により住民による投票（以下「住民投票」という。）を行う。

- (1) 旧市立病院跡地への新築移転に賛成
- (2) \_\_\_\_\_に賛成

2 住民投票は、住民の自由な意思が反映されるものでなければならない。

### （住民投票の執行）

第3条 住民投票は、市長が執行するものとする。

2 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、協議により、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を鳥取市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）に委任することができる。

### （住民投票の期日）

第4条 住民投票の期日（以下「投票日」という。）は、この条例の施行の日から起算して70日を経過する日までの間において市長が定めるものとする。

2 市長は、投票日を定めたときは、当該投票日の7日前までに告示しなければならない。

### （投票資格者）

第5条 住民投票における投票の資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、投票日（第8条第2項に規定する期日前投票にあっては、当該期日前投票を行う日）において本市に住所を有する者であって、前条第2項に規定する告示の日（以下「告示日」という。）に本市の選挙人名簿（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第19条に規定する選挙人名簿をいう。以下同じ。）に登録されているもの及び告示日の前日において本市の選挙人名簿に登録される資格を有するものとする。

2 公職選挙法第11条第1項若しくは第252条又は政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条の規定により選挙権を有しないとされる者は、住民投票の投票権を有しない。

### （投票資格者名簿の調製）

第6条 選挙管理委員会は、投票資格者の名簿（以下「投票資格者名簿」という。）を調製しなければならない。

### （投票の方式）

第7条 住民投票は、一人一票の投票とし、秘密投票とする。

2 住民投票をしようとする投票資格者（以下「投票人」という。）は、投票用紙の選択

肢から一つを選択し、所定の欄に自ら○の記号を記載しなければならない。

- 3 前項の規定にかかわらず、身体の故障その他の事由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票人は、規則で定めるところにより、代理投票をすることができる。
- 4 第2項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、点字投票をすることができる。

(投票所においての投票)

第8条 投票人は、投票日の当日、自ら住民投票を行う場所に行き、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経て、投票しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、期日前投票又は不在者投票を行うことができる。

(投票用紙の様式)

第9条 第7条第2項に規定する投票用紙は、別記様式のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第7条第4項の規定による点字投票の投票用紙の様式は、規則で定める。

(無効投票)

第10条 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) ○の記号を投票用紙の選択肢の欄のいずれにも記載したもの
- (5) ○の記号を投票用紙のいずれの選択肢の欄に記載したのか判別し難いもの
- (6) 白紙投票

(情報の提供)

第11条 市長は、住民投票の適正な執行を確保するため、庁舎整備に関して、投票資格者が意思を明確にするために必要な情報の提供に努めるものとする。

(投票運動)

第12条 住民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫その他投票資格者の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は住民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

- 2 前項の投票運動の期間は、投票日の前日までとする。

(成立要件等)

第13条 (別紙参照)

(投票及び開票)

第14条 前条までに定めるもののほか、住民投票の投票及び開票に関し必要な事項については、規則で定めるところによるもののほか、公職選挙法、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)及び公職選挙法施行規則(昭和25年総理府令第13号)の規定により行われる本市の議会の議員又は長の選挙の例による。

(投票結果の告示等)

第15条 市長は、住民投票の結果が確定したときは、速やかにこれを告示するとともに、市議会議長にその内容を通知しなければならない。

(投票結果の尊重)

第16条 市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、住民投票の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この条例は、投票日の翌日から起算して90日を経過した日にその効力を失う。

別記様式（第9条関係）

○をつける欄		
に賛成		選択肢
旧市立病院跡地への新築移転に賛成		選択肢
<p>○注意</p> <p>1 鳥取市庁舎整備について、あなたが良いと思う選択肢の 上の○をつける欄に○をつけてください。</p> <p>2 ○のほかは、<sup>など</sup>何も書かないでください。</p>		
<p>平成二十四年執行</p> <p>鳥取市庁舎整備に関する住民投票</p> <p>鳥取市選挙管理委員会印</p>		

備考

- 投票用紙の大きさは、縦128ミリメートル、横80ミリメートルとする。
- 用紙の色は白色とし、印刷の文字は黒色とする。
- 投票用紙に押すべき印は、「鳥取市選挙管理委員会印」とし、刷込印とする。

## 鳥取市庁舎整備に関する住民投票条例（試案）の検討ポイント

### 1 第2条関係

選択肢について

### 2 第5条関係

投票資格者について

### 3 第13条関係

成立要件（投票率）について

<参考>

（案1）投票率による成立要件を規定し、不成立の場合は開票しない場合

（住民投票の成立）

第13条 住民投票は、投票した者の総数が当該住民投票の投票資格者数の2分の1に満たないときは、成立しないものとする。この場合においては、開票作業を行わない。

（案2）投票率による成立要件を規定し、不成立の場合も開票する場合

（住民投票の成立）

第13条 住民投票は、投票した者の総数が当該住民投票の投票資格者数の2分の1に満たないときは、成立しないものとする。ただし、住民投票が成立しない場合であっても、開票作業を行うものとする。

（案3）投票率による成立要件を規定しない場合

第13条の条を置かず、第14条以降については1条ずつ繰り上げる。